

監査結果公表第28-1号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年6月29日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	大 野 義 信
同	露 原 行 隆

記

1 措置の通知

平成27年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知
平成28年6月7日付け 八財財第49号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 27 年度実施財政部定期監査の結果に対する措置の内容

市民税課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 個人市民税・府民税証明発行事務について</p> <p>(1) 窓口での証明書交付について決裁がされていないので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 1 月 4 日）</p> <p>窓口での証明書交付について、八尾市事務処理規程に基づき係長決裁を行うよう改めました。</p>
<p>(2) 証明申請書の本人確認欄の記載が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 1 月 4 日）</p> <p>証明申請書の本人確認欄について、必ず記載するよう職員に周知し、業務終了後にチェックをするよう改めました。</p>
<p>(3) 委任者が法人となっている委任状により個人の証明書を発行しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 11 月 30 日）</p> <p>委任状の内容確認について、課内職員に研修で周知徹底しました。</p>
<p>2 法人市民税の減免に係る事務について</p> <p>減免決定通知書において、減免対象年度の記載が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 1 月 4 日）</p> <p>減免決定通知書の減免対象年度について、法人の事業年度と会計年度といずれの使用も認めていましたが、適正な年度の記載を行うため法人の事業年度に統一しました。</p>

資産税課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 固定資産税・都市計画税の減免に係る事務について</p> <p>八尾市市税条例施行規則において「固定資産税の減免は、その申請のあった日の属する1の年度に限り、適用する。」と規定されているが、急傾斜地崩壊防止施設敷地に係る固定資産税及び都市計画税について、平成20年度の大阪府からの減免依頼に基づき毎年度減免しているため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成28年4月8日）</p> <p>平成28年度から、毎年度、大阪府より減免依頼を受けるよう改めました。</p>

納税課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 過誤納金の還付及び充当の事務処理について</p> <p>過誤納金の還付及び充当の決定については、八尾市事務処理規程及び事務取扱要領に基づいて決議の決裁責任者が決議書により行い、事務処理を進めることになっているが、口座振込及び現金還付並びに充当の各事務処理において、規程等と異なるものが見受けられたので、適切な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 1 月 28 日）</p> <p>決裁責任者が決議書により決議を行うよう改めました。</p>

各課共通事務

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について 伺書において施行日等が記入されていないもの、收受文書において受付処理がされていないもの、文書処理簿において処理経過がもれているもの等、八尾市文書取扱規程等に定められた文書処理が行われていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 3 月 1 日） 指摘事項について、各課内で周知を行い、八尾市文書取扱規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p> <p>(財政課、財産活用課、市民税課、資産税課)</p>
<p>2 契約事務について 業務委託契約において、以下のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 契約締結において、日付のない見積書を受領しているもの。 ② 契約書における委託料の支払を遅延した場合の遅延利息率が適切でないもの。 ③ 契約書に契約日の記入がないもの。 ④ 収入印紙が貼付されていない契約書を受領しているもの。 ⑤ 随意契約の適用条項が適切でないもの。 ⑥ 契約書に定める業務員名簿が提出されていないもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 28 年 3 月 1 日） 指摘事項について、各課内で周知を行い、八尾市財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p> <p>(市民税課、資産税課)</p>
<p>3 備品について 備品台帳から抽出し、現品と照合したところ、備品シールの貼付がないものが見受けられたので、適正に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 27 年 10 月 27 日） 指摘事項について、課内で周知を行い、台帳と現品を照合し、備品シールを貼付しました。 併せて、他の備品についても台帳と現品を照合し、確認しました。</p> <p>(財産活用課)</p>